

2024 年度婚姻で、2024 年度中に申込みされた方の 継続補助のご案内

交付額が 30 万円未満だった方が対象です

継続補助・・・2024 年度の補助金を申し込み、交付決定を受けたが、補助上限額（30 万円）に達していない。

要件確認（継続補助）・・・2024 年度制度で要件確認を申し込み、確認を受けたが、補助金の申込みはまだ行っていない。

あなたは	☐	【A】 継続補助	申込み期限 令和 年 月 末日
	☐	【B】 要件確認	申込み期限 令和 年 月 末日

【A】【B】の方は、婚姻の 1 年後の同月末が期限です。

【A】 継続補助の方

（補助上限額は、30 万円から 2024 年度の補助金の交付額を差し引いた額）

提出書類

- ☐様式第 6 号 ☐様式第 7 号 ☐様式第 4 号
- ☐令和 7 年 4 月 1 日以降に支払った住居費用等の書類（領収書、通帳の写し等）
- ☐その他（以前の申込み時から、住所、賃料・共益費、住宅手当などが変更になっている場合は、住民票、住宅の契約書等の写し、様式第 2 号などもご提出ください。）

【B】 要件確認の方（補助上限額は、30 万円）

提出書類

- ☐様式第 6 号 ☐様式第 2 号 ☐様式第 7 号 ☐様式第 4 号
 - ☐新婚夫婦の住民票の写し
 - ☐令和 7 年 4 月 1 日以降に支払った住居費用等の書類（領収書、通帳の写し等）
 - ☐住宅の契約書等の写し
 - ☐新婚夫婦の枚方市の滞納無証明書
 - ☐その他（リフォーム費用の場合は、別紙説明書を参照してください。）
- 上記の下線部分以外は、申込概要の記載を参照してください。